

資料1 動物取扱業規制の概要

1 規制を定めた背景

動物取扱業に対する規制については、平成11年12月の動物愛護管理法の改正に伴い新たに盛り込まれたものであり、ペットショップ等を巡るトラブルが顕在化するなど、一部の劣悪な動物取扱業者が社会的に問題となったことが契機となったものである。この規制措置は、これらの動物取扱業者の実態を把握するとともに、業者の役割と責任を制度的に確保することを目的としている。

特にペットショップや動物園などを対象にして規制が定められたポイント

取扱われている動物の多寡（総数&1施設あたりの数）

大量のペット動物や動物園動物が取扱われている。

国民一般との接触や関係性の程度（社会性、開放性）

一般の人の目に触れる施設である。

動物の健康等を保持するために、適正な飼養を確保することに対する社会的な役割と責任が重い。

飼養保管者の知識や能力等

十分な知識や能力を備えた者ばかりではない（飼養保管方法について何らかの行政指導をする必要があったもの）。

法令による規制の有無

ペット販売店や動物園等における動物の飼養保管に関する規制法令がない。

飼養保管に係る動物愛護管理上の問題の発生の有無

法改正当時、ペット販売店などの動物の取扱業者を巡るトラブルなどが散見。

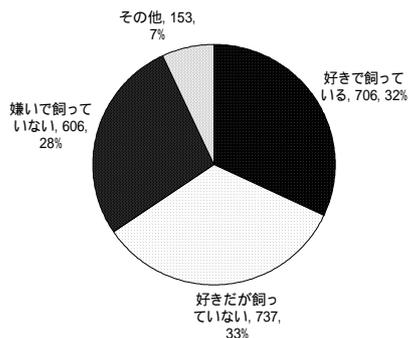
参考1 動物の飼養保管状況

		動物の種類及び数 (平均飼養数)	総施設数・施設の規模 (平均床面積等)	平均飼養者数・ 専門知識の有無	社会性 (開放性)	飼養保管に係る 法規制の有無
家庭動物	犬	約 1.1 頭	約 1,000 万世帯 約 500 万世帯 約 100 万世帯 約 94 m ² (戸建)	約 2.7 人 (平均世帯人員数)		動物愛護管理法 (危険動物の飼養許可等)
	ねこ	約 1.4 頭				
	鳥類	-				
展示動物	動物園動物	哺乳類 38 頭、鳥類 45 羽、爬虫類 11 匹、両生類・魚類等	929 施設 約 27ha (敷地面積)	20 人 ほとんどが専門家		動物愛護管理法 (動物取扱業の届出規制等)
	販売動物	犬 27 頭、ねこ 10 頭、鳥類 137 羽、爬虫類 58 匹、両生類・魚類等	10,568 施設 約 400 m ²	3 人 専門家は一部		同上
実験動物		マウス約 6000 匹、ラット約 2600 匹、モルモット約 340 匹、ハムスター約 57 匹、ウサギ約 187 匹、犬 17 頭、ねこ 1 頭、鳥類 19 羽、霊長類等	約 1,000 施設 約 5,000 m ²	ほとんどが獣医師・医師等の専門家	×	
畜産動物	搾乳牛	約 39 頭	約 1,800a 約 3 万戸	約 3 人	×	家畜伝染病予防法、化製場法、家畜商法、その他
	肥育用	乳用	約 240a 約 8 千戸	約 2 人		
		肉用	約 360a 約 9 万戸	約 2 人		
	豚	約 740 頭	約 170a 約 9 千戸	約 2 人		
	肉用鶏	約 15 万羽	約 60a 約 3 千戸	約 3 人		
	採卵鶏	約 1 万 4 千羽	約 150a 約 4 千戸	約 2 人		

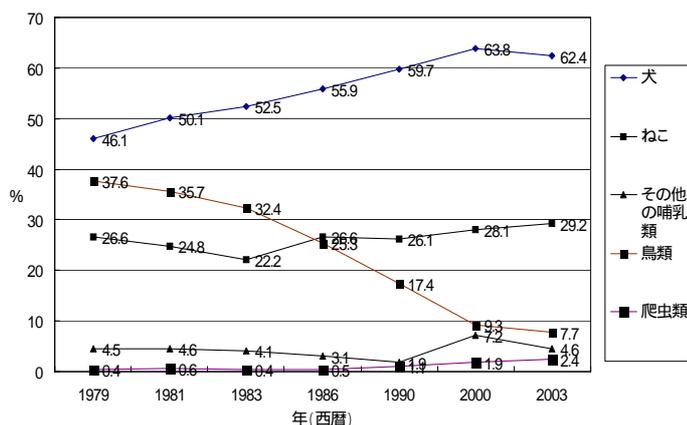
参考2 各種動物の飼養保管数等

家庭動物

家庭動物の飼養保管状況



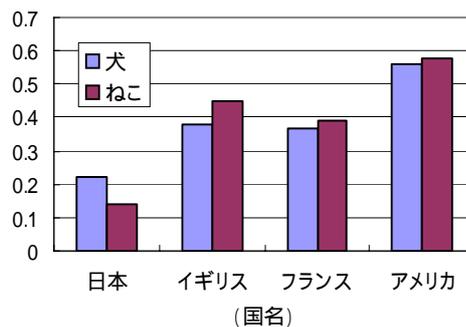
飼養している家庭動物の種類



出典：動物愛護に関する世論調査（平成 15 年 7 月調査）

欧米との飼育率（飼育数 / 世帯数）の比較

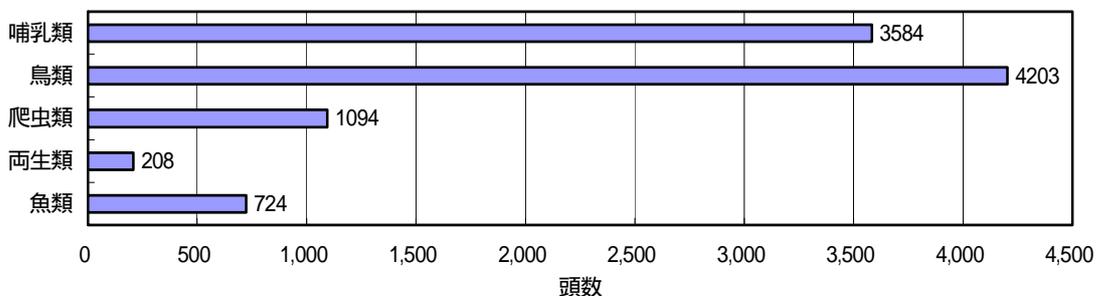
		飼養頭数	世帯数	飼育率
日本	犬	1113万頭	4877万世帯	0.22
	ねこ	696万頭		0.14
イギリス	犬	690万頭	1770万世帯	0.39
	ねこ	800万頭		0.45
フランス	犬	790万頭	2152万世帯	0.37
	ねこ	840万頭		0.39
アメリカ	犬	5400万頭	9639万世帯	0.56
	ねこ	5600万頭		0.58



出典：ペットフード工業会調査、英国王立動物虐待防止協会（RSPCA）調査、フランス アンケート（SOFRES）調査等

展示動物

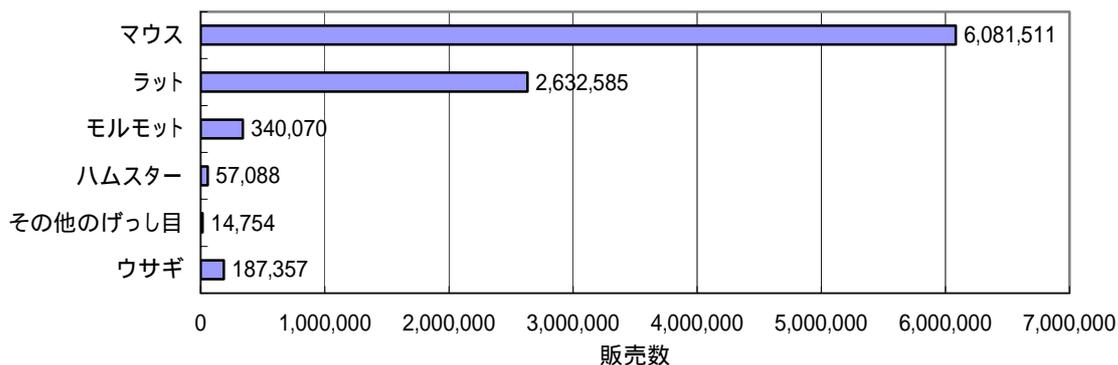
下図の頭数は、社団法人日本動物園水族館協会加盟動物園 92 施設を対象とした頭数である。なお、動物園や水族館等の展示を目的とした施設は、規模の大小はそれぞれに異なるが、全国に約 900 施設存在する。



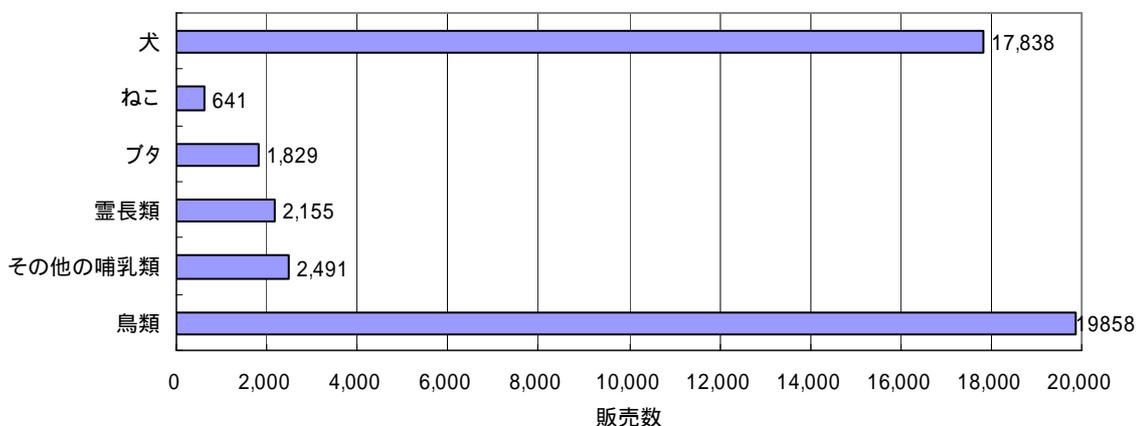
展示動物の飼養保管頭数（（社）日本動物園水族館協会加盟施設のみ）

出典：平成 14 年度日本動物園水族館年報

実験動物



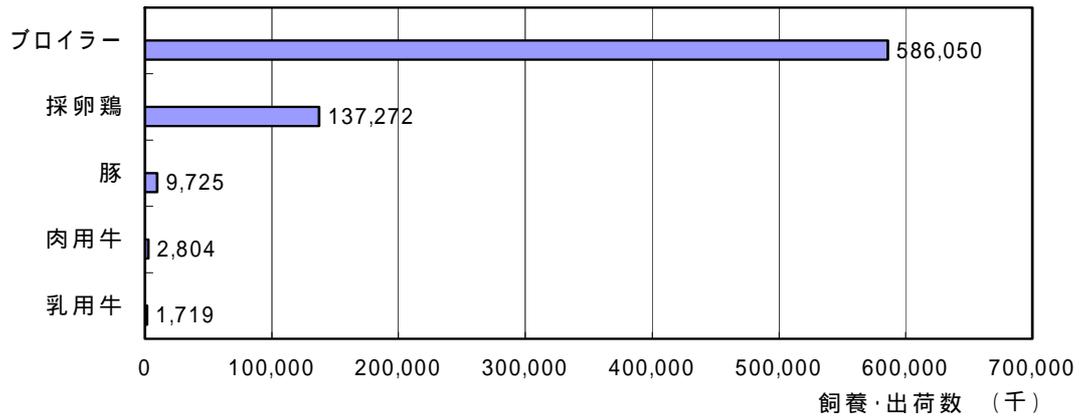
実験動物（げっ歯目及びウサギ目）販売数



実験動物（げっ歯目及びウサギ目以外の哺乳類）の販売数

出典：実験動物の年間（平成 13 年度）総販売数調査（社団法人日本実験動物協会）

産業動物

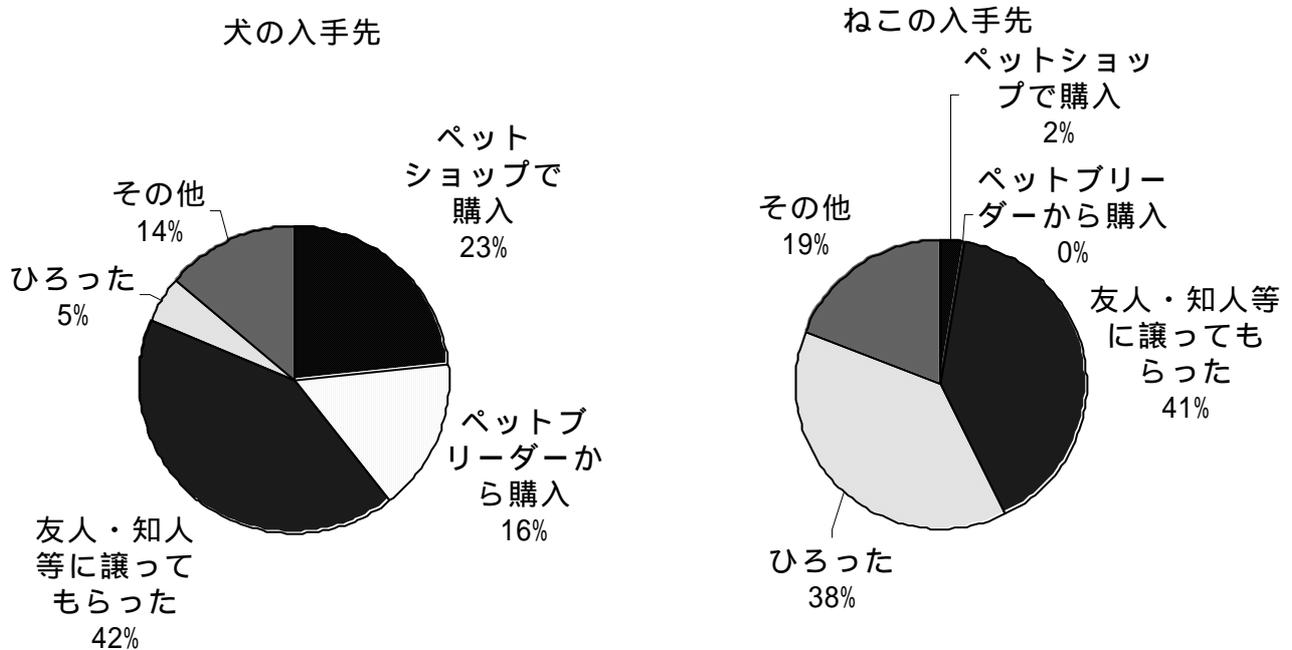


産業動物の飼養及び出荷数

出典：畜産統計（H15.2.1 現在）、平成14年度食鳥流通統計（農林水産統計）

注）ブロイラーについては出荷数。その他の産業動物については飼養数を掲出。

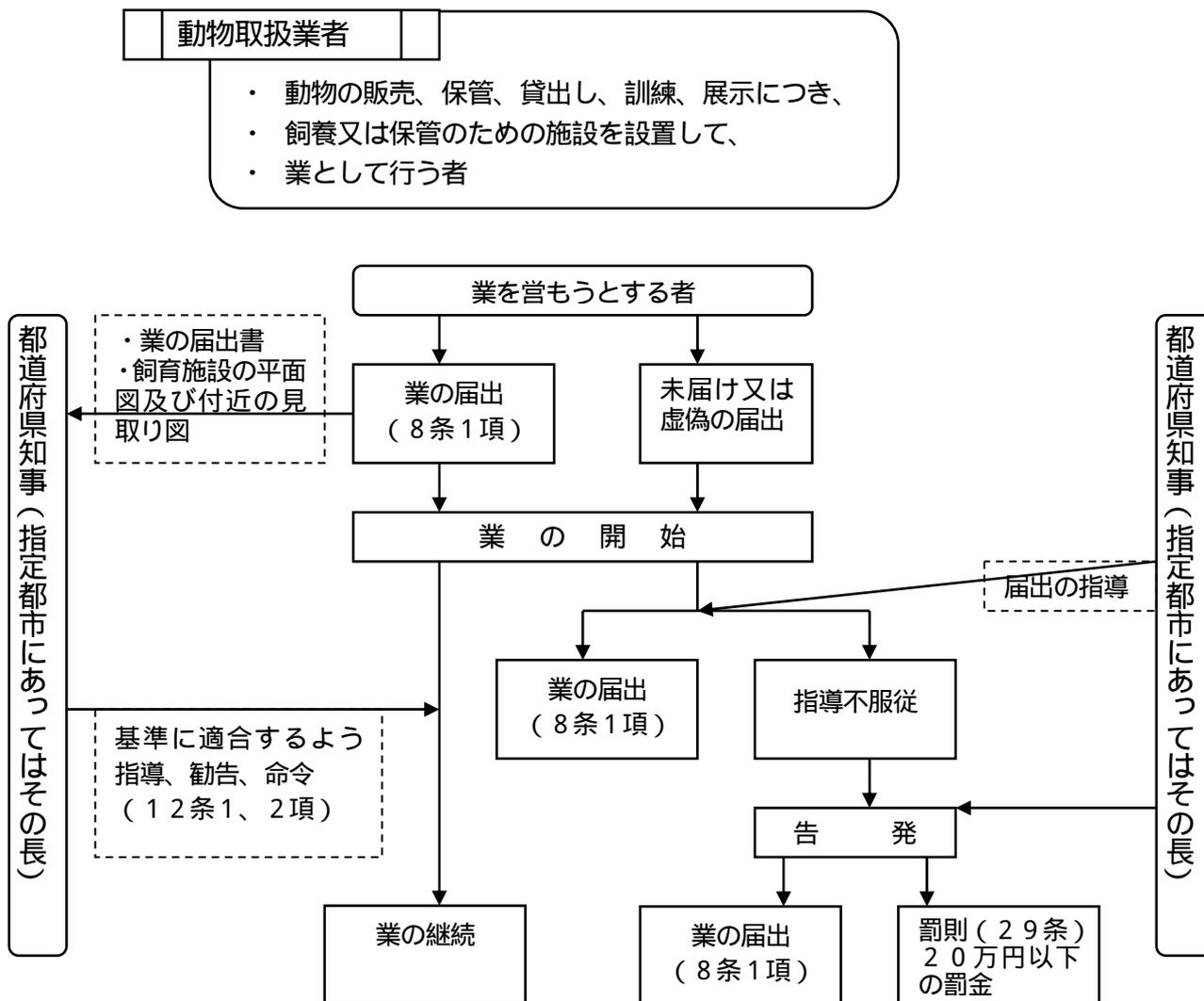
参考3 犬ねこの購入由来



出典：平成12年度 第5回都政モニターアンケート

2 規制のしくみ

(1) 概要



(2) 取り扱う動物の範囲

哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物

(ただし、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物的製剤の製造の用その他政令で定める用に供するために飼育し、又は保管しているものを除く)

(3) 動物取扱業者の要件

以下のA及びBのいずれにも該当するものをいう。

A 業として、ペット動物等の取り扱いを行っている者

B 飼養施設（飼養又は保管のための構造物のみならず、飼養又は保管のための設備等を備えた事業所内の区画又は領域を含む）を有していること

* ここでいう「業として」とは、販売、保管、貸出し、訓練、展示その他政令で定める取扱いを社会性をもって継続反復して事業といえる程度に行うことをいい、営利目的であるかどうかを問わない。なお、販売には、ブリーダーなど小売業者、一般人に対する生産販売も含む。また、「継続反復」とは、その場所で飼養保管の実態が認められ、社会性をもって事業といえる程度の頻度で行っていることをいう。

(4) 「動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準」の概要

動物の健康及び安全を保持するために、飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等に関し、動物取扱業者が遵守すべき基準（動物愛護管理法第11条）であり、具体的には以下のように定めがある。

<p>「施設の構造に関する基準（2条）」</p> <p>飼養する動物の種類及び習性に応じた使用場所の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を有すること・排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えていること 等 <p>良好な衛生状態の維持</p> <ul style="list-style-type: none">・清掃が容易であるなど衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること・衛生的な水を十分供給できる給水設備を備えていること 等 <p>動物の逸走及び事故防止</p> <p>各々の動物取扱業者が備えるべき飼養施設</p>	<p>「動物の管理の方法等に関する基準（3条）」</p> <p>飼養する動物の種類、習性等に応じた飼育</p> <ul style="list-style-type: none">・飼育する動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じた給餌及び給水を行うこと・同一施設内での過度な動物間の闘争の発生を避けるようにすること 等 <p>衛生の確保並びに疾病及びけがの予防措置</p> <ul style="list-style-type: none">・新たな動物搬入の際、他の動物との接触を必要期間回避すること・獣医師による診断及びワクチン接種 等 <p>動物の逸走及び事故防止</p> <p>適正な飼育及び管理の方法並びに感染症の疾病に関する知識の習得</p> <p>各々の動物取扱業者の動物の管理等の方法</p>
---	--

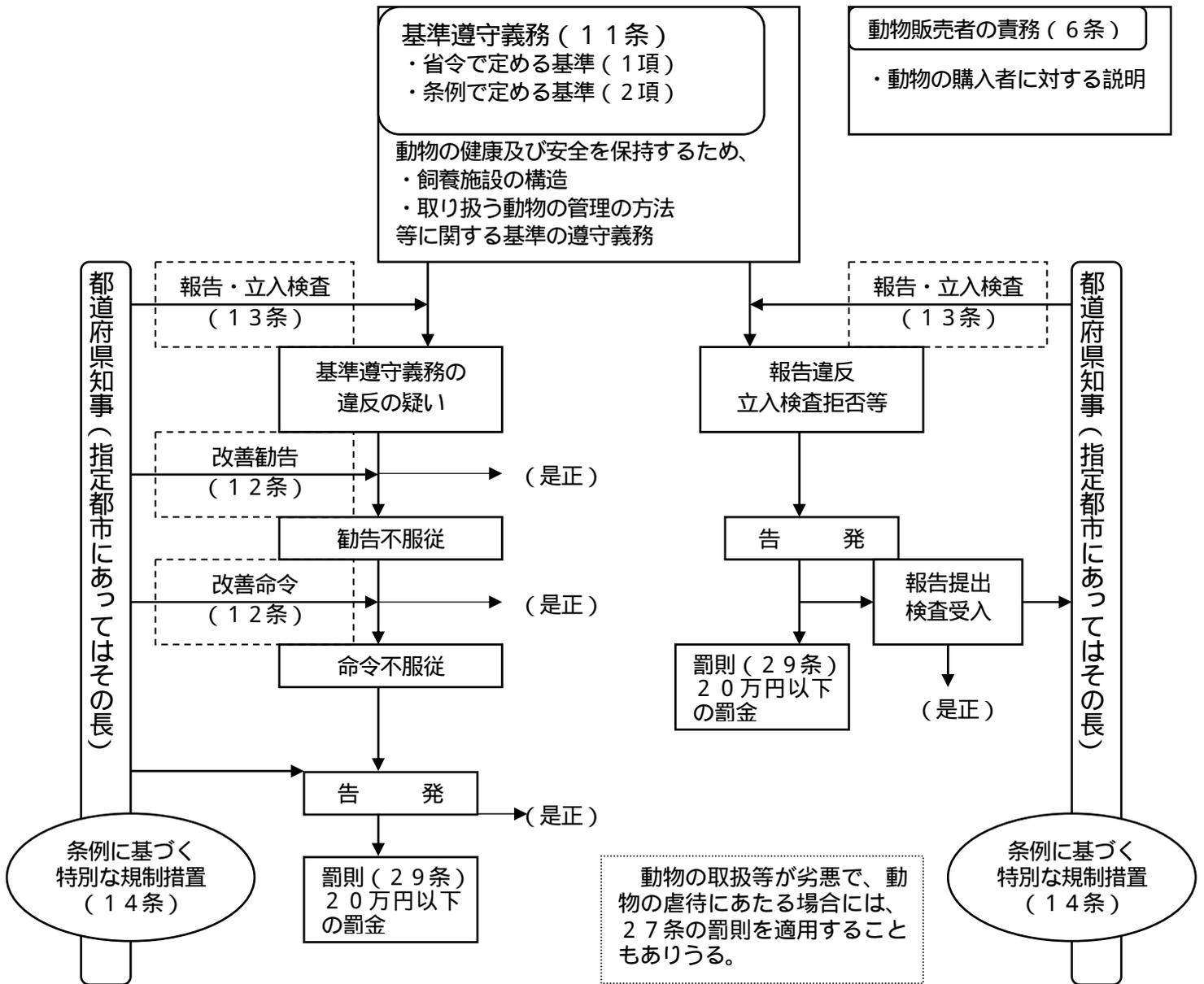
参考1 5条基準と11条基準との相違

	法第5条に基づく基準 (動物飼養の一般的ガイドライン)	法第11条に基づく取扱業の基準 (動物取扱業者が遵守すべき基準)
性格	努力規定としてのガイドライン	遵守すべき準則(罰則あり)
適用対象者	動物の飼養・保管者のすべて	動物取扱業者
策定の観点	動物の健康及び安全の保持 動物による人の生命・身体・財産への危害の防止 動物の飼養等による人への迷惑の防止	動物の健康及び安全の保持
内容	動物の飼養及び保管に関すること ・健康及び安全の保持 (飼養施設の構造、動物の管理方法等) ・生活環境の保全 ・動物の輸送 ・危害防止 ・その他	飼養施設の構造、動物の管理の方法

参考2 5条基準と11条基準の適用状況

業種・利用形態等		基準策定の観点	動物の健康及び安全の保持	動物による人の生命・身体への危害の防止	動物の飼育等による人への迷惑防止			
個人利用（愛玩、伴侶）			家庭動物等の飼養保管基準（5条）					
学校・福祉施設利用 （生態観察・情操涵養）								
動物取扱業	販売	ペット販売店	動物取扱業の飼養保管基準（11条）					
		輸出入業者						
		卸売業者						
		繁殖業者						
	貸出	以外業者				展示動物の飼養保管基準（5条）		
		繁殖用の派遣業者						
	保管	ペットホテル業者						
	訓練	訓練調教業者						
	展示	動物園						
		移動動物園						
サーカス等								
動物理美容業者			各種飼養保管基準の準用					
通信販売業者								
警察犬訓練所								
盲導犬訓練所								
動物検疫所								
シェルター								
畜産動物	畜産物の生産業		産業動物の飼育保管基準（5条）					
	畜力の利用業							
試験研究用			実験動物の飼養保管基準（5条）					
生物学的製剤の製造用								

(5) 動物取扱業者への指導等



周辺の生活環境の保全に係る措置 (15条)
 ・環境省令に定める多数の動物の飼養及び保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態
 是正のための勧告・命令

動物等による人の生命等に対する侵害を防止するための措置 (16条)
 ・条例により動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項の規定
 ・政令で定める動物の飼養の許可制
 命令・立入調査

3 条例による上乗せ・横出し規制

(1) 動物愛護管理法における条例に関する規定

動物愛護管理法においては、動物の適正な飼養及び保管に対する飼い主責任を確保するために、動物保護管理条例の制定施行及び条例に基づき地方公共団体が指導等を行っていく根拠として7条の定めを置いている。

(地方公共団体の措置)

第7条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

動物取扱業者は、飼育施設の構造や動物の管理の方法等について、環境省令で定める基準(11条基準)を遵守しなければならないが、都道府県又は指定都市においては、その基準に代えて、動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる(11条)。

(基準遵守義務)

第11条 動物取扱業者は、(中略) 飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

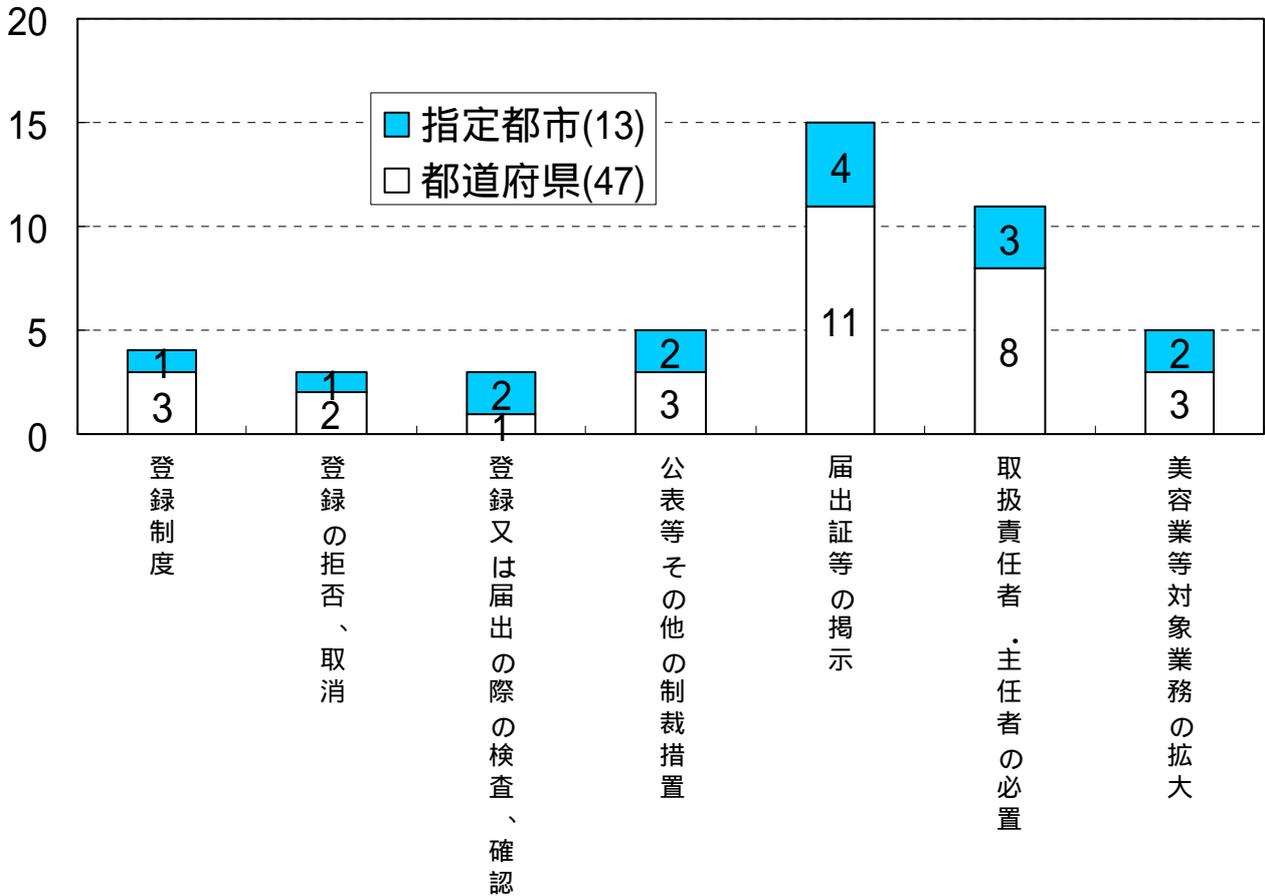
2 都道府県又は指定都市は、(中略) 条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

更に、動物取扱業の規制については、都道府県等が動物愛護管理法第2章第2節で定める規制に代えて、特別な事情等に応じて必要があると認めるときは、条例において同等以上の内容を有する特別の規制をかけることができる旨の規定が定められている(14条)。

(条例による措置)

第14条 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するため、必要があると認めるときは、(中略) この節に規定する措置に代えて、動物の飼養及び保管に関し、条例で、特別の規制措置を定めることができる。

(2) 条例による上乗せ・横出し規制の制定状況



登録制度（東京都、愛知県、鳥取県、名古屋市）
届出制に代えて登録制を導入しているもの。

登録の拒否、取消（愛知県、鳥取県、名古屋市）
動物愛護管理法又は条例に違反したとき及び登録申請書等に虚偽の記載等があったときに登録を拒否し、動物愛護管理法又は条例に違反したときに登録を取り消すもの。

登録又は届出の際の検査、確認（神奈川県、横浜市、川崎市）
動物取扱業に係る届出の際に、施設の構造等に関し、知事等の検査を受けなければならないとするもの。

公表その他の制裁措置（東京都、神奈川県、鳥取県、横浜市、大阪市）
動物取扱業者が、条例に定める遵守義務に違反した場合、その氏名等を公表するとい

うもの。なお、大阪市においては、期間を定めて動物取扱業の停止を命ずることができるという規定を定めている。

届出証等の掲示（北海道、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、大阪府、徳島県、香川県、高知県、宮崎県、大阪市、名古屋市、横浜市、川崎市）

知事等が交付した届出証等の掲示を義務づけるもの。

取扱責任者・主任者の必置（北海道、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、大阪府、鳥取県、徳島県、名古屋市、横浜市、川崎市）

動物の適正な管理のため、事業所ごとに専任の取扱責任者・主任者を置くことを定めたもの。指定にあたっては、都道府県等が行う講習会の修了を義務づける都道府県等が多い。

美容業等対象業務の拡大（東京都、神奈川県、兵庫県、横浜市、千葉市）

動物愛護管理法で定める動物取扱業の対象業者の範囲を超えて、規制の対象業種を定めているもの。いずれも美容業を規制の対象範囲に加えており、兵庫県においては、実験動物の飼養保管を届出対象としている。